

令和6年度ふくしま企業移住支援事業補助金
質問に対する回答

	質問内容	回 答
1	「建物取得費」に関して、現在保有している物件を解体して新たに建設する場合、解体費用は対象となりますか？	既存物件の解体費用は対象となりません。 また、既に保有している県内の物件を解体して建物を新設する場合は「建物取得」ではなく「改修」となります。 併せて、既に保有している県内の物件が実質的にサテライトオフィス等の活動拠点となっており、当該物件を改修する場合は、本補助金の対象となりません。（実施要領第4条に規定）
2	移住するのは「社員」のみですか？役員は対象となりますか？	交付要綱で定める「転入社員」については、役員も該当します。
3	移住する社員は役員の親類でも構いませんか？ (親類で福島県内にUターン就職を希望しているものがおります)	交付要綱で定める「転入社員」については、役員の親類であっても、申請主体である企業の社員であれば該当します。 ただし、実際に転入する時点において、申請主体の企業に勤務し、県外に居住していることが要件となりますので、県内で新規雇用した社員は「転入社員」に該当しません。

4	<p>移住する期間に制限はありますか？ (親の介護などの理由で将来的に元の居住地に戻る必要がある方がいるため)</p>	<p>交付要綱第4条第1項第2号で規定する補助事業者の要件を損なうことのないよう、「転入社員」が県外に転出する場合は、新たに「転入社員」を配置する等の対応を行ってください。</p> <p>ただし、申請時点において県外への転出があらかじめ予定されている社員を「転入社員」とすることは、「転職なきふくしまぐらし。」の促進を目的とする本補助金の趣旨に反しますので、留意してください。</p> <p>また、同要綱第5条第2項で規定する加算金の対象となる「転入社員」が事業完了日の翌年度から3年未満のうちに県外に転出した場合は、同要綱第15条第1項第3号に基づき、加算金の返還請求の対象となる場合があります。</p>
5	<p>補助金申請時に転入社員として申請した者が、補助金交付確定以降に、やむを得ない事情で福島県へ転入できなくなってしまう場合、別の転入社員を配置することで、補助対象になりますでしょうか？</p>	<p>交付要綱第4条第1項第3号で規定しているとおり、事業完了の日が属する年度の翌年度末までに、住民票の異動を伴い県外から県内に転入した社員（「転入社員」）を2名以上配置していただくことが要件となっています。</p> <p>そのため、御質問の例の場合には、期日までに交付要綱で規定する「転入社員」を配置するのであれば、申請時に予定していた「転入社員」と必ずしも同一の人物である必要はありません。</p> <p>なお、事業完了の日の考え方については、実施要領第3条を参照してください。</p>

6	<p>申請の承認が得られるタイミングと契約を結ぶタイミングは決まっていますでしょうか？</p> <p>一般的に補助金は、承認を得てからの契約・発注でないと対象外となるかと思います。</p>	<p>補助金の交付決定前に契約・発注を行った経費につきましては、補助対象となりません。</p>
7	<p>要件にある「転入社員」については、新規雇用でも対象となるのでしょうか？</p>	<p>あくまで「転入」ですので、例えば県外の本社で採用した後、福島県内に整備した拠点に転入させる場合については、対象となります。</p>

<p>8</p> <p>本事業の中であります<社員>とはどのような形態を指すのでしょうか。</p> <p>当社としての社員には様々な形態があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・フルタイム正社員（週休3日制 月128時間勤務）・短時間正社員（週休3日制または4日制 月96時間）・パートタイム社員（週休5日制 月24時間） <p>があります。</p> <p>本事業での社員は、パートタイム社員（短時間勤務社員）以上の雇用契約は行っているものを指すこととして、この定義を解釈すればいいでしょうか。</p>	<p>本事業における「社員」は、企業と雇用契約を締結している方を指します。</p> <p>ただし、配置予定の転入社員の人数・勤務形態や施設の規模等も含めた事業計画が、補助金に対して十分な費用対効果が見込まれるものか、そしてそれらの計画が確実に実行される見込みがあるかという点は、審査の対象となります。（例：週休5日制のパート社員のみを配置し、施設の稼働が週2日のみとなる計画であった場合は、十分な費用対効果が見込まれないと判断する可能性があります。）</p> <p>また、交付要綱第15条に定めるとおり、補助金により整備した施設の利用が外形的に認められない場合は補助金の返還の対象となります。</p>
--	--